

奈良芸術短期大学公的研究費取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、奈良芸術短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関し必要な事項を定め、もってその適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、科学研究費及び公益法人等の研究助成費をいう。

2 この規程において「研究者」とは、本学に所属し、研究活動に従事しているものをいう。

3 この規程において「研究者等」とは、本学の研究者及び事務職員をいう。

(行動規範)

第3条 研究者等は研究活動の更なる発展及び研究活動における不正行為等の防止のため、次の各号に掲げる研究活動に関する行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

(1) 研究者等は、公的研究費の使用にあたり、関連の法令、通知及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

(2) 研究者等は、公的研究費において預け金、プール金、書類の書換え等の不正行為をしてはならない。

(3) 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的で適切な使用に努め、事務担当者は適切に研究費を管理し、機関全体でチェック機能をはたさなければならない。

(4) 研究者等は、研究活動で知り得た個人情報の保護に努めなければならない。

(5) 公的研究費等の取り扱いに関して疑義が生じた場合は、速やかに相談窓口にお問い合わせ、適切な処理をしなければならない。

(6) 研究者等は、この規程に定める各責任者の指示に従わなければならない。

(7) 研究者等は、公的研究費の不正使用があった場合は、その是正に努めなければならない。また、不正使用の発見又は発生する可能性を予見した者は、組織全体の問題としてとらえ、適切な処理をしなければならない。

第2章 運営管理・責任体制

(最高管理責任者)

第4条 本学に、公的研究費の運営・管理に関して最終的な責任を負い、権限を持つ者として最高管理責任者を置き学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、本学における公的研究費の適切な運営・管理が行えるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する者として統括管理責任者を置き、副学長または学長が任命した者をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 本学に、公的研究費の運営・管理に係るコンプライアンス教育を行う者としてコンプライアンス推進責任者を置き、教務課長をもって充てる。

(不正使用防止計画管理責任者)

第7条 本学に、不正使用の防止計画を推進するため不正使用防止計画管理責任者を置き、庶務課長をもって充てる。

(監事)

第8条 本学に、不正使用防止に関する内部統制をはかるために監事を置き、総務課長をもって充てる。

第3章 適正な運営・管理のための環境整備

(コンプライアンス教育)

第9条 コンプライアンス推進責任者は、研究者の意識向上を図るため、年1回以上啓発活動を含めたコンプライアンス教育を実施する。

2 研究者は、コンプライアンス教育に参加しなければならない。

3 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の内容を点検し、必要があれば見直さなければならない。

(経理事務)

第10条 公的研究費に係る契約、旅費支給、給与・謝金支給等は、本学の規程等により取り扱う。

(相談窓口)

第11条 公的研究費に係る事務処理手続及び使用ルール等に関する研究者等の相談に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を教務課に置く。

第4章 不正使用に係る調査

(調査)

第12条 最高管理責任者は、不正使用があった場合又は不正使用が懸念される事案が生じた場合には、不正使用に係る必要な調査を行うものとする。

(不正使用に関する通報)

第13条 通報窓口は、不正利用等に関する通報があった場合には、通報者の氏名、所属、住所等並びに研究者等の不正使用の態様及び内容が明示されたものを受け付けるものとする。

2 通報窓口は、匿名による通報があったときは、研究者等の不正使用の態様及び内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると思われる場合に限り受け付けるものとする。この場合において、当該通報者に対しての本規程に基づく通知及び報告は行わないものとする。

(予備調査)

第14条 最高管理責任者は、不正使用等に関する報告があった場合において、必要があると認めるときは、統括管理責任者に予備調査を行わせるものとする。

2 統括管理責任者は、予備調査の指示があったときは、当該通報の信憑性等について調査するものとし、指示を受けた日から14日以内にその結果を報告するものとする。

3 統括管理責任者は、予備調査の実施に当たり、通報者、被通報者及びその他関係者に対して必要な協力を求めることができる。

(本調査の要否の決定及び通知)

第15条 最高管理責任者は、前条第2項の報告を踏まえて、通報受付日から30日以内に第18条に定める本調査の要否を決定するものとする。

2 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、調査の開始を通報者、被通報者及び関係機関に通知するものとする。

3 最高管理責任者は、本調査を実施しないと決定したときは、その旨を実施しない理由と併せて通報者及び被通報者に通知するものとする。

(調査委員会)

第16条 最高管理責任者は、前条第1項において本調査の実施を決定したときは、不正使用調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、速やかに事実関係を調査させなければならない。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 最高管理責任者が指名する教職員
- (2) 弁護士又は公認会計士
- (3) その他外部有識者

3 前項の(2)の調査委員は、本学及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

4 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

(守秘義務)

第17条 委員会の構成員その他本規程に基づき不正使用の調査に関与した者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。退職後においても同様とする。

(本調査)

第18条 委員会は、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査するものとする。

2 委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について関係機関に報告し、又は協議しなければならない。

3 委員会は、調査対象の研究者等（以下「対象研究者等」という。）に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。

4 委員会は、他の研究者等に対し、調査協力等必要な対応を求めることができる。

5 最高管理責任者は、必要に応じて、対象研究者等に対し調査対象の公的研究費の使用停止を命じることができる。

6 通報者は、通報に基づく調査への協力を理由として、人事、給与、研究又は教育上のいかなる不利益な取扱いも受けない。

7 通報によりその対応に当たるすべての者は、通報者、対象研究者等その他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

(調査への協力等)

第19条 対象研究者等は、委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。退職後においても同様とする。

(意見聴取)

第20条 委員会は、認定を行うに当たっては、あらかじめ対象研究者等に対し、調査した内容を通知し、意見を求めるものとする。

2 対象研究者等は、前項の調査内容の通知日から30日以内に委員会に意見を提出することができるものとする。この場合において、対象研究者等から意見の提出があったとき又は意見がない旨の申し出があったときは、委員会は30日を経過する前であっても次条に規定する認定を行うことができる。

(認定)

第21条 委員会は、調査の結果に基づき不正使用の有無について認定を行い、調査結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、対象研究者等及び通報者に対し調査結果を通知するものとする。

(不服申立て)

第22条 対象研究者等は、前条第2項の調査結果通知日から14日以内に最高管理責任者に対して不服申し立てを行うことができる。

2 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあったときは、委員会に対し再調査の実施依頼することができる。この場合において、不服申立ての趣旨が委員会の構成等その公正性に関するものであるときは、最高管理責任者の判断により委員を交代することができる。

できる。

- 3 前項の再調査の依頼があったときは、委員会は速やかに再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、前項の報告があったときは、その結果の不服申立てをした者に通知するものとする。
- 5 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定したときは、その旨を再調査しない理由と併せて不服申立てをした者及び委員会に通知するものとする。
- 6 不服申立てをした者は、前2項の決定に対して、再度不服申立てをすることはできない。

(調査結果の報告)

第23条 委員長は、第21条による調査結果の通知後、対象研究者等から不服申立てがなく、その内容が確定したとき又は前条第1項による不服申立てに対し、同条第4項若しくは第5項の決定が行われたときは、最終報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に提出しなければならない。

(措置)

第24条 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、その調査結果を通報者、対象研究者等、コンプライアンス責任者に通知するとともに、関係機関に対しては、原則として通報の受付から210日以内に、関係者の処分、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる調査対象以外の公的研究費の管理監査体制の状況、再発防止策等必要事項を加えて報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、関係機関へ報告しなければならない。
- 3 前2項のほか、関係機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、又は中間報告を提出しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、前3項による報告の結果、当該関係機関から不正使用に係る公的研究費の返還命令を受けたときは、対象研究者等に当該金額を返還させるものとする。
- 5 最高管理責任者は、不正使用の内容が私的流用である等悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講じるものとする。
- 6 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、不正使用が認められなかったときは、必要に応じて通報者及び対象研究者等への不利益発生を防止するための措置を講じるものとする。
- 7 最高管理責任者は、条例・職員就業規則その他関係諸規程に従って、不正使用に係る処分が課された場合は、該当する機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。
- 8 不正な取引に関与した業者については、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領に準じた処分を行う。

(調査結果の公表)

第25条 最高管理責任者は、前条の規定に基づき報告又は措置を講じたときは、不開示とすることに合理的な理由があると認められる場合を除き、速やかに調査結果を公表するものとする。この場合において、対象研究者等の氏名を公表することを基本にするとともに、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認められる場合を除き、公表するものとする。

2 最高管理責任者は、調査事案が外部に漏洩していた場合及び社会的影響の大きい重大な事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができるものとする。

(委員会の事務)

第26条 委員会に関する事務は、総務課の協力のもと公的研究費監査委員会及び不正使用防止計画管理責任者で行う。

第5章 不正使用の防止

(防止計画の策定等)

第27条 不正使用防止計画管理責任者は、奈良芸術短期大学公的研究費不正使用防止計画(別添1)を策定し、その推進及び管理を行うものとする。

(使用ルール等の理解度の確認)

第28条 不正使用防止計画管理責任者は、不正使用を防止する観点から、研究者等に対し公的研究費の使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講じるものとする。

(不正使用防止に向けた措置)

第29条 不正使用防止計画管理責任者は、不正使用の防止に向けた取組みの状況を確実にかつ継続的に推進するものとする。

第6章 公的研究費の適正な運営・管理

(執行状況の確認等)

第30条 教務課は、随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、当該研究者に対し理由を確認の上、必要な改善を求めるものとする。

2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、不正使用防止計画管理責任者は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を当該研究者に遅滞なく示すものとする。

第7章 情報伝達を確保する体制

(通報窓口)

第31条 本学に、不正使用等（その疑いがあるものを含む。次条において同じ。）に関する通報及び情報提供を受け付けるため通報窓口を置き、教務課長をもって充てる。

(不正使用等に関する報告)

第32条 通報窓口に不正使用等に関する通報及び情報提供があった場合には、統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告しなければならない。

2 最高管理責任者が前項の報告を受けた場合には、速やかに関係機関に報告しなければならない。

第8章 内部監査

(内部監査)

第33条 監事は、全ての公的研究費について定期的に正しい会計処理と適切な管理体制が実施されているか確認し、不備があれば速やかに最高管理責任者に報告するものとする。なお、会計監査にあたっては、会計監査人との連携を行うこととする。

第9章 その他

(規定の委任)

第34条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

令和6年4月1日施行

奈良芸術短期大学公的研究費不正使用防止計画（別紙）

1. 責任体系の明確化

不正発生要因	不正防止計画
公的研究費の管理及び運営に関し、機関内における責任体制が不明確。	○責任体制の明確化 最高管理責任者 学長 統括管理責任者 副学長または学長が任命した者 コンプライアンス推進責任者 教務課長 監事 総務課長

2. 研究費執行に係る適正な運営・管理

不正発生要因	不正防止計画
公的研究費等の管理及び運営に関し、機関内における責任体制が不明確。	○責任体制の明確化 最高管理責任者 学長 統括管理責任者 副学長または学長が任命した者 コンプライアンス推進責任者 教務課長 監事 総務課長
諸規程に対する研究者等の認識が不足。	○本学ホームページに、関連規程を掲載する。 ○毎年度、年度当初に研究者等を対象とした制度・ルール等に関する説明会を開催する。
公的研究費等の使用ルールに対する研究者等の認識が不足。	○毎年度、年度当初に研究者等を対象とした制度・ルール等に関する説明会を開催する。 ○毎年度、公的研究費等を申請する研究者等を対象に「科研費ハンドブック」を配布する。
コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄。	○毎年度、年度当初にコンプライアンス教育に係る研修会を開催し研究者等に受講させる。 ○研究者等に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンスの意識の向上を促す。 ○公的研究費等を申請する研究者等から不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。 ○不正使用を行った場合は、氏名を公表することを基本とし、厳しい処分を行う。 ○主な取引業者に誓約書の提出を求めるとともに、不正な取引に関与した業者については、取引停止等を行う。
予算執行管理が不十分。	○執行率の悪い研究者に対してはヒアリングを行い、研究費の繰り越し、返還等の指導を行う。

3. 研究費目毎の適正な運営・管理

不正発生要因	不正防止計画
物品購入の把握が不十分。	○物品の納品時に、担当部署による検収を義務付ける。
出張に係る実態の把握が不十分。	○研究者等が事前に出張伺を起案し決裁を受ける。 ○支払い時には、用務の概要等を記入する「出張報告(記録)」の提出を求める。

4. 告発制度の確実な運用

不正発生要因	不正防止計画
不正を発見した者が不利益を受けることを恐れて告発を躊躇する。	○「奈良芸術短期大学公的研究費取扱規程」の適正な運用に努める。 ○「奈良芸術短期大学における研究活動の不正行為に関する規程」の適正な運用に努める。 ○研究者に通報制度の周知の徹底を図る。

5. 内部監査の在り方

不正発生要因	不正防止計画
監査体制が不十分	○「奈良芸術短期大学公的研究費取扱規程」に基づき内部監査を実施する。